

静岡県告示第477号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定に基づき公告する。

令和7年6月20日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 農用地利用集積等促進計画（特例事業）の概要

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	
丸山製茶株式会社	掛川市	菊川市月岡字月岡258番ほか3筆
公益社団法人静岡県農業振興公社	静岡市	焼津市西島字西島93番1ほか4筆